

過去の中期答申等における相続税に関する記述（抄）

<課税根拠・存在意義>

- 「相続課税の主たる目的のひとつは、根本において、不当な富の集中蓄積を阻止し、合わせて国庫に寄与せしめることにある」（昭和 25 年 シャープ勧告）
- 「（相続税の）意義は、これにより富の集中の抑制を図ることにあるといわれている。…（中略）…少数の特定の者に多額の財産が集中していることは、その富の蓄積に個人の経営手腕が優れていることに基因していることのほか、社会一般から受ける利益に基因しているものでもあるので、その個人の死亡の際に相続税を課税し、その富の一部を社会に還元することにより富の集中抑制を行うことができる」、「さらに、相続税は、被相続人の生前において受けた社会及び経済上の各種の要請に基づく税制上の特典その他租税の回避等による負担の軽減が清算されるという意味において税制上重要な役割」（昭和 32 年 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申）
- 「相続税は、所得税の補完税として特定の者に富が過度に集中することを抑制して、その再分配を図るという機能を有しているものであり、また、被相続人が生存中に国から受けた恩典によって蓄積した財産を社会に還元するとともに、相続人等が相続により偶発的に受けた富に対して担税力を求めるもの」（昭和 43 年 長期税制のあり方についての答申／審議の内容・経過説明）
- 「（相続税）課税の意義は、一部の者への富の集中を抑制し、富の再分配を図ることにある。また、少数の特定の者に多額の財産が集中するのは、個人の経済的手腕によるほか、社会から受ける利益にも基因しているものであるから、その個人の死亡に際し財産の一部を社会に還元するという意味もあろう。これに加えて、被相続人の生前の所得に対する所得税の補完税としての役割をも有するものといえよう」（昭和 46 年 長期税制のあり方についての答申／審議の内容／経過説明）

- 「わが国の資産課税の中核と考えられる相続税は、生涯を通じて獲得したフローとしての所得の積み重ねとしての資産に対して、死亡時点において清算課税するという側面を有しているが、同時に、富の過度の集中を排除する上で重要な機能を果たしている。」
(平成 5 年 今後の税制のあり方についての答申)

<課税方式>

- 「取得税（＝贈与と相続の受領者に対する累積税）は、…現行の別個に課税される相続税及び贈与税よりも、また両税を総合したものよりも、諸種の長所を有している。
- 一 租税負担が各相続人の間により公平に分配…
 - 二 取得税は、相続税よりもより広範に富を分散…
 - 三 取得税は、相続税と贈与税とを組み合わせたものよりも簡単…
 - 四 取得税では、贈与が生前中になされようと、死後になされようと、総税額においては何ら変わらない。従って、この意味においては、取得税は中立的な租税である…」(昭和 25 年 シャウプ勧告)
- 「相続税の課税体系については、同額の遺産を相続した場合にも、相続人数が多い場合には、少ない場合に比して負担がある程度軽いことが適当である。そのためには、遺産取得課税体系を維持することが適当であるが、ただ、遺産分割の状況によって大きく負担に差異が生ずることを防止することが必要」「このような見地からは、実際の取得財産により遺産総額に対する相続税の負担が大きく変わる方式はこの際棄て、共同相続人が…民法…の相続分の割合により取得したものと仮定して算出した税額を、各相続人が相続により実際に取得した財産の価額に応じて納付させる方式をとることが適当」(昭和 32 年 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申)
- 「相続税の課税体系は、…遺産税体系又は遺産取得税体系のいずれをとるにしても、それぞれの問題があるほか、我が国の相続の実情としても、民法上は均分相続のたてまえをとりながらも、その実態はなお長子相続の慣習が根強く残っている。…これらの事情を十分検討のうえ現行制度が採用されたもの」(昭和 39 年 今後におけるわが国の社会・経済の進展に即応する基本的な

租税制度のあり方についての答申)

- 「現行の課税体系については、我が国における相続による財産承継の実情を考慮しつつ、検討が行われたが、特に大きな弊害を生じているということもないと認められる」(昭和 43 年 長期税制のあり方についての答申)
- 「遺産取得課税方式と遺産課税方式とを併用した現行相続税の基本的仕組みは、両方式の問題点を法定相続分課税の導入により解消した合理的な制度であり、今後とも維持していくことが適当」(昭和 61 年 税制の抜本的見直しについての答申)

<課税最低限>

- 「相続税負担の課税最低限については、…個人生活の経済基盤を強化するため、通常の農家及びこれに準ずる程度の中小企業、その他の一般世帯の相続についてはなるべく相続税の課税対象外とすることが望ましい」(昭和 32 年 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申)
- 「課税最低限は、従来主として、相当規模の自立経営農家を対象として定められているが、このような農家のほか、中小企業者ないしは都市労働者等の中小財産階層における財産保有状況もあわせて検討して定める必要」(昭和 39 年 今後におけるわが国の社会・経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方についての答申)
- 「課税最低限の引き上げを図る場合において、これを被相続人の遺産額に重点をおくか、又は現実に財産を取得する相続人の財産額に重点をおくかという問題がある。相続税によって個人生活の基盤を害うことのないようにするという見地からは、各相続人の取得する財産額に重点を置くことが合理的である。しかし、戦後均分相続の制度を採用しながらも、なお長子相続の風習が根強く支配し、しかも農家や中小企業者の財産の分割の困難さから遺産の大部分が特定の相続人に相続される傾向にあるという我が国の相続の実態ないし負担の公平という点からは遺産額に重点をおくことが望ましい」(昭和 41 年度答申／審議の内容・経過の説明)

- 「相続税の課税最低限については、…今後も財産蓄積の水準及び資産価格の推移に応じて適宜その調整を行う必要がある。この場合、課税最低限を定めるに当たっては、ゆとりのある家計の基礎となる財産形成に資するよう配慮を加えるべきであろう」(昭和 46 年 長期税制のあり方についての答申)
- 「相続税の課税最低限については、…中堅財産階層に過度の負担を求めることのないよう物価・所得等経済指標の推移等を踏まえ、…」(昭和 61 年 税制の抜本的見直しについての答申)

<税率構造>

- 「承継（即ち贈与、相続又は取得）に対する最高税率は、…所得に対する総最高税率と少なくとも同程度でなければならぬ。」(昭和 25 年 シャウプ勧告)
- 「高額の財産の相続については、相続税課税の目的の一つである富の集中の抑制の見地から、相当高い税率で課税する必要がある」(昭和 32 年 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申)
- 「相続税の税率については、所得税の補完税として富の再分配を図るという機能を発揮できるよう財産の分布状況の推移に応じてその累進度を定めるべきもの」、「名目的な価額の増加のみによって負担が増大することのないよう配慮しつつ、国民財産の増加と、その構成内容の変化を十分に検討し、家計にゆとりを与えて、中堅財産階層の育成に資するよう、今後においても、適宜税率の見直しを行っていく必要」(昭和 46 年 長期税制のあり方についての答申／審議の内容・経過の説明)
- 「相続税の機能が税制による富の再分配にあることからすれば、相続税の税率は、その機能を十分に発揮できるように定めるべきものであると考える。したがって、それは、どの程度の財産階層にどのくらいの負担を求めるべきかという認識のもとに課税最低限とあわせて考慮すべき問題」、「相続税が富の過度集中抑制と社会的再分配を目的とするものであるという観点からは、…

高額財産階層の拡大に対応して、その最高税率を引き上げるべきではないかという考え方もありうる…。しかしながら、相続税の税率をあまりに引き上げることは、…その負担感に拍車をかけることにもなりかねず、その結果生前贈与等による租税回避を増加させることになってかえって実質的公平を害し、再分配効果を阻むことにならないかという危惧もある」(昭和46年 長期税制のあり方についての答申／審議の内容・経過の説明)

- 「最高税率については、…相続税の基本的役割にかんがみると所得税を上回る水準は引き続き維持することが適当」、「税率の刻みについては、税制簡素化の観点から、これを拡大し、刻み数を削減すべきではないかという点につき検討を行ったが、相続税においては、所得課税におけるような負担累増感の問題はないので、遺産額に応じた滑らかな負担の変化を確保する見地から、現行の5%の刻みを維持するのが適当」(昭和61年 税制の抜本的見直しについての答申)
- 「最高税率については、…当時の所得税の最高税率、主要諸外国の相続税の最高税率との比較から…引き上げられて現在に至っているものであるが、現在の主要諸外国の相続税の最高税率との比較からみて最も高い水準にあるので、これを…引き下げることが適当」、「5%となっている税率の刻みについては、相続税においては、所得課税におけるような負担累増感の問題はないので、遺産額に応じた滑らかな負担の変化を確保する見地からこれを維持してよい」(昭和63年 税制改革についての中間答申)
- 「現行の相続税の最高税率は、個人所得課税の最高税率との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高い水準にあることにかんがみれば、これを引き下げる方向で考えていくことは適当」、「最高税率については課税ベース等とともに税率構造全体の見直しに際して検討することが適当であるとの考え方と、諸般の観点から最高税率に限っては当面の措置として引き下げることが適当であるとの考え方」(平成11年 平成12年度答申)

<非課税財産>

- 「生命保険金は、…社会保障制度を補完するものであるとの観点から、一定額を非課税とする制度が設けられている」、「死亡退職金についても生計の中心となっていた働き手を失った場合の遺族の生活保障としての性格を有するものであるとの観点から、

生命保険金と同様に一定額が非課税とされている」(昭和 46 年 長期税制のあり方についての答申／審議の内容・経過の説明)

- 「これらの(＝死亡保険金、死亡退職金の)非課税制度については、課税の中立性の観点から問題があるとの指摘があるが、これらの財産の性格の特殊性及び税制の簡素化の観点にも留意しつつ、検討を加える必要」(昭和 61 年 税制の抜本的見直しについての答申)
- 「課税最低限の引き上げを行う場合には、その引上げ幅との関連において死亡保険金及び死亡退職金の非課税制度を課税最低限の中に吸収することとしてはどうかとの意見」(平成 5 年 今後の税制のあり方についての答申)

<贈与税>

- 「相続税の負担は、生前に財産を贈与することにより容易に回避できることとなるので、この生前中の贈与に対し何らかの税を課することにより負担の適正を図ることが必要」(昭和 32 年 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申)
- 「シャウプ勧告に基づく相続税は財産取得者の一生を通ずる無償取得財産を累積して課税する制度であったが、昭和 28 年の税制改正により、主として税務執行上の要請から財産取得者の一生を通ずる累積課税の制度は廃止され、相続税と贈与税の二本建の税制とな(った)」、「相続税を完全な形において課税するためには、その者の一生を通ずる贈与財産の価額を相続財産に加算して課することが考えられるが、一生を通ずる贈与財産の累積課税の制度をとることは、税務の現状においては到底とれないと思われる」(昭和 32 年 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申)
- 「贈与税は、…相続税と同様、受贈者が贈与により偶発的に受けた富に対して担税力を求めるものであるとともに、被相続人の生存中に財産を分割して贈与することにより相続税負担の回避を図ることを防ぐ趣旨もあって設けられている」、「贈与税のあり方は、相続税のあり方と密接に関連するものであり、相続税の改正と関連して、そのつど検討を加えることが適当」(昭和 43 年 長期税制のあり方についての答申／審議の内容・経過の説明)

- 「贈与税の基礎控除については、…少額不追求の趣旨で設けられているものであり、その引上げについては、贈与税が相続税の補完税として生前贈与による負担回避を防ぐ役割をもつことを念頭におきつつ、慎重に検討を続ける必要」(昭和 46 年 長期税制のあり方についての答申)
- 「贈与税の累積課税については、電子計算機のデータ処理能力が向上し、それが可能となれば、一生累積課税の実現について検討の余地がでてくるのではないか」(昭和 46 年 長期税制のあり方についての答申／審議の内容・経過の説明)
- 「贈与税の基礎控除及び税率については、贈与税の有する相続税の補完税としての役割すなわち生前贈与による負担回避を防ぐという機能を念頭におきつつ、相続税との関連において検討する必要」(昭和 61 年 税制の抜本的見直しについての答申)

登録免許税の概要

項 目	概 要	項 目	概 要
(1) 課税対象	国による登記等（登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明をいう。）	(4) 税 率	登記等の種類ごとに法定（定率税率によるものと定額税率によるものがある。） （例）不動産登記の場合 ・所有権の保存（本則 1,000分の6） 住宅用家屋の軽減税率の特例 1,000分の1.5 ・売買による所有権の移転（本則 1,000分の50） 住宅用家屋の軽減税率の特例 1,000分の3 ・抵当権の設定（本則 1,000分の4） 住宅用家屋の軽減税率の特例 1,000分の1 軽減税率の特例の適用期限 9.4.1～13.3.31
(2) 納税義務者	登記等を受ける者（登記等を受ける者が2人以上であるときは、連帯して納付する義務を負う。）	(5) 納 付	原則 ⇒ 現金納付 例外 ⇒ 税額が3万円以下等の場合は印紙納付可
(3) 課税標準	登記等の種類ごとに法定 （例）売買による土地の所有権の移転登記 ⇒ 不動産の価額＝固定資産税評価額 （注）土地の登記に係る不動産の価額の特例 9.4.1～11.3.31 ⇒ 固定資産税評価額×40% 11.4.1～15.3.31 ⇒ 固定資産税評価額×1/3 （平成12年度税制改正で3年間延長）		

（参考）不動産登記に係る登録免許税の課税実績

（単位：億円）

年 度	不動産登記合計	土 地 分	課 税 標 準 の 区 分 別			建 物 分
			不動産の価額	債権金額等	そ の 他	
元	10,103	8,528	4,406	3,477	646	1,575
2	9,135	7,588	3,707	3,232	650	1,547
3	8,097	6,657	3,823	2,187	647	1,440
4	6,686	5,383	3,115	1,656	613	1,302
5	7,007	5,631	3,584	1,423	625	1,376
6	8,655	7,143	5,208	1,343	592	1,511
7	9,673	8,095	5,880	1,595	621	1,578
8	9,880	8,252	6,355	1,362	535	1,628
9	8,215	6,802	5,075	1,240	487	1,413
10	7,939	6,574	4,903	1,113	557	1,366

（備考）「民事・訟務・人権統計年報（法務省）」等による。

登記の種類別登録免許税額（平成10年度課税実績）

（単位：億円）

区 分	登 録 免 許 税 額	左のうち課税標準別税額		
		不 動 産 の 価 額	債権金額等	そ の 他
不 動 産 登 記	7,940 (91.7)	6,085 [76.6]	1,258 [15.8]	596 [7.6]
{ 土 地	6,574 (75.9)	4,903 [74.6]	1,113 [16.9]	557 [8.5]
{ 建 物	1,366 (15.8)	1,182 [86.5]	145 [10.6]	39 [2.9]
商 業 登 記	623 (7.2)	—	298	325
そ の 他	95 (1.1)	—	36	59
計	8,658 (100)	6,085 [70.3]	1,593 [18.4]	980 [11.3]

- （注）１．統計上、「不動産の価額」及び「債権金額等」の区分が明らかでないものは「その他」とした。
- ２．株式会社の設立登記等の税額は「債権金額等」の欄に記載してある。
- ３．「不動産の価額」は、固定資産税評価額である。ただし、土地については、固定資産税評価額の 100分の40とする措置が講じられている。
- ４．（ ）は、登録免許税額の合計に占める各区分の構成比である。
- ５．[] は、各区分における課税標準別額の構成比である。

土地に係る登録免許税の負担調整措置の概要

登録免許税額
〔売買による土地の
所有権移転の登記〕

=

固定資産税評価額
(地価公示×70%)

×

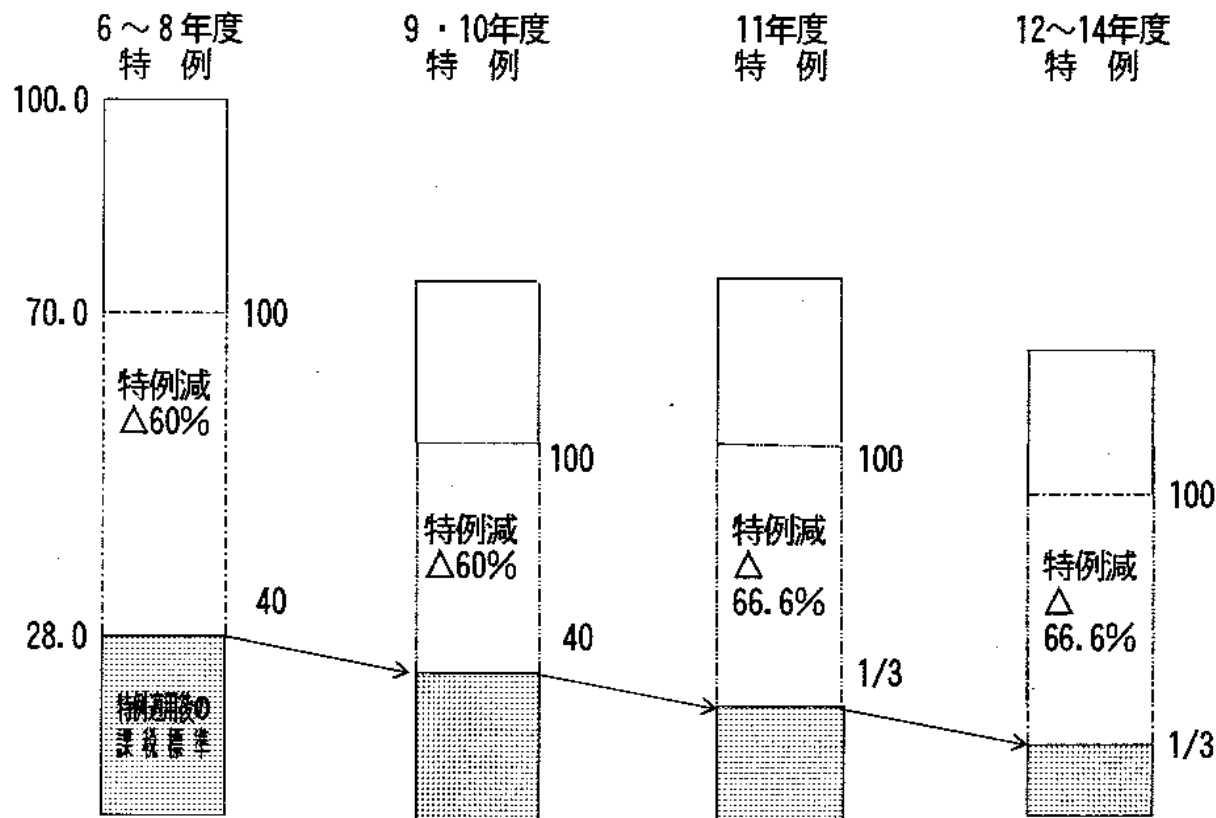
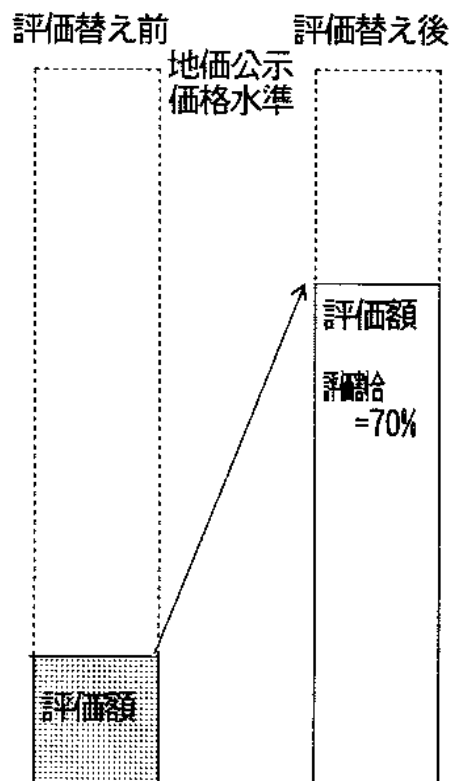
課税標準の特例
(6～10年度) 40/100
(11年度) 1/3
(12～14年度) 1/3

×

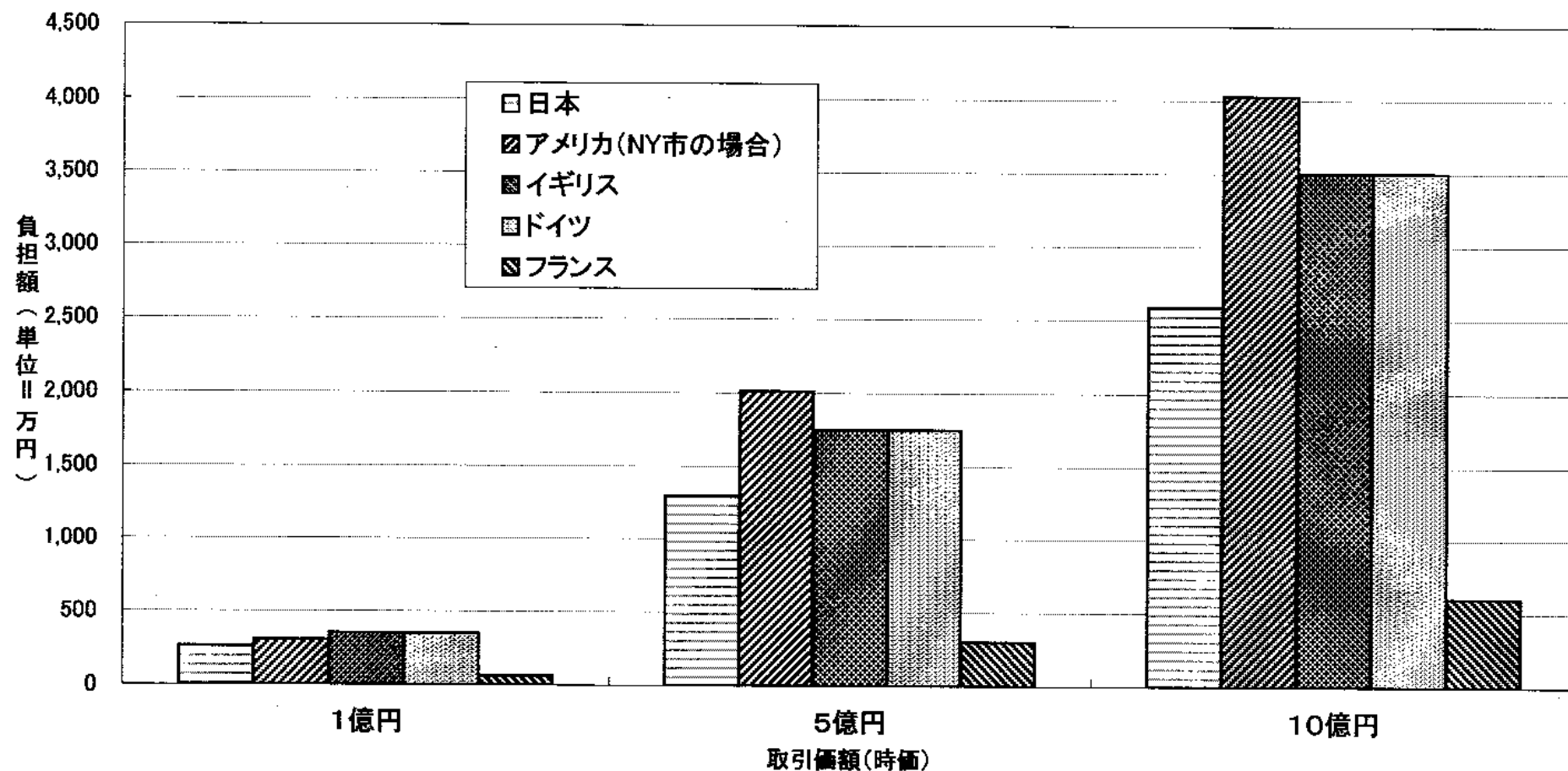
税率
(5%)

(注) 50/100が6年度改正時の考え方

○ 6年度の固定資産税評価替え



諸外国における土地売買に係る流通税負担(商業用地の場合のモデル試算)



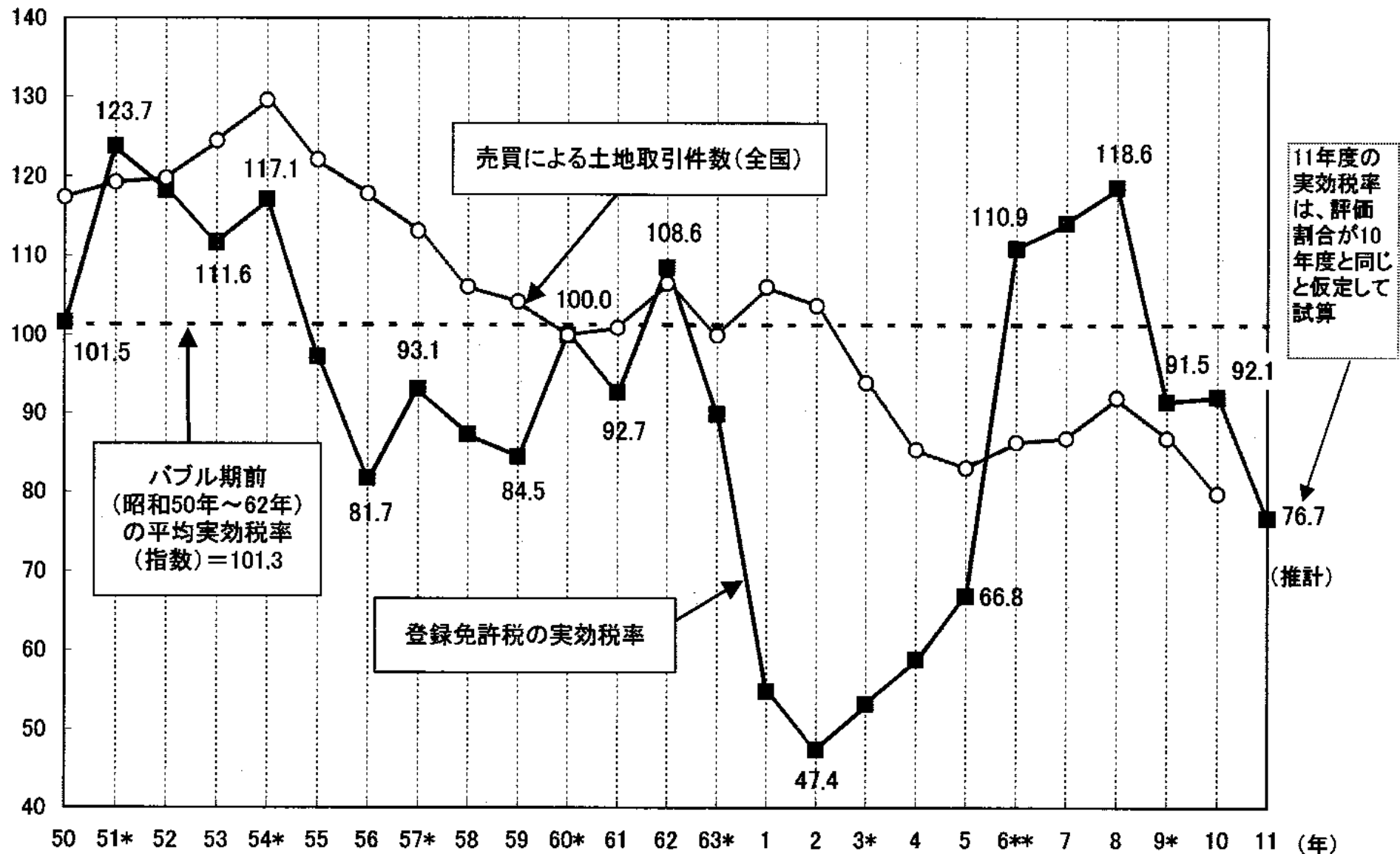
(注1) 日本は登録免許税、印紙税、不動産取得税の合計であり、他国は不動産の移転に係る流通税(国税・地方税)の合計である。

(注2) フランスは、別途、20.6%の付加価値税が課税される。

(注3) 1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円で換算。

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス								
○不動産移転税（州税・市税） ・不動産（土地・建物）の譲渡につき、譲渡価額に応じて課税 [納税義務者] 取得者（ただし、州の本税は原則譲渡者） [税率等] ＜ニューヨーク州の場合＞ （本税） 500ドル未満 → 非課税 500ドル以上 → 譲渡価額×0.4% （付加税） 100万ドル以上の場合 → 譲渡価額×1% ＜ニューヨーク市の場合＞ （住宅建物・用地） 2.5万ドル以下 → 非課税 50万ドル以下 → 譲渡価額×1% 50万ドル超 → 譲渡価額×1.425% （その他） 50万ドル以下 → 譲渡価額×1.425% 50万ドル超 → 譲渡価額×2.625%	○印紙税（国税） ・不動産（土地・建物）の譲渡契約書につき、譲渡価額に応じて課税 [納税義務者] 取得者 [税率等] 6万ポンド以下 → 非課税 25万ポンド以下 → 譲渡価額×1% 50万ポンド以下 → 譲渡価額×2.5% 50万ポンド超 → 譲渡価額×3.5% ※97、98、99年に税率引上げ （投機目的での住宅取得を抑制するため） ＜日本の場合＞ <table><tr><td>登録免許税</td><td>公示価格×1.17%（公示価格×0.7×1/3×5%）</td></tr><tr><td>不動産取得税</td><td>公示価格×1.40%（公示価格×0.7×1/2×4%）</td></tr><tr><td></td><td>※住宅及び住宅用地 公示価格×1.05% （公示価格×0.7×1/2×3%）</td></tr><tr><td>印紙税</td><td>1.5万（1,000万円超の場合） ～54万円（50億円超の場合）</td></tr></table>	登録免許税	公示価格×1.17%（公示価格×0.7×1/3×5%）	不動産取得税	公示価格×1.40%（公示価格×0.7×1/2×4%）		※住宅及び住宅用地 公示価格×1.05% （公示価格×0.7×1/2×3%）	印紙税	1.5万（1,000万円超の場合） ～54万円（50億円超の場合）	○不動産移転税（州税） ・不動産（土地・建物）の譲渡につき、譲渡価額に応じて課税 [納税義務者] 契約当事者（実務上取得者の場合が多い） [税率等] 5,000マルク以下 → 非課税 5,000マルク超 → 譲渡価額×3.5% ※97年に税率引上げ （富裕税の執行停止に伴う財源調整）	○登録税（県・市税） ・不動産（土地・建物）の譲渡につき、譲渡価額に応じて課税 [納税義務者] 取得者 [税率等] ＜付加価値税が課税される場合（例：新築建物とその用地、業者販売の中古建物とその土地、建築用地（個人の住宅建設用地取得は除く））＞ 譲渡価額×0.6% ※付加価値税は20.6%（基本税率） ＜付加価値税が課税されない場合（例：個人間の中古建物とその用地取引、個人の住宅建設用地）＞ ※個人の住宅建設用地は98年から付加価値税非課税 （中古住宅とその用地） 譲渡価額×5.4～6.2% （農地等） 譲渡価額×0.6% （個人の住宅建設用地） 譲渡価額×4.8% ※99年（一部98年）に税率引下げ （個人の住宅建設用地取得に係る税負担を軽減するため、高率のVAT(20.6%)に代えて登録税を課税することとし、これに伴い登録税の税率を全般に調整）
登録免許税	公示価格×1.17%（公示価格×0.7×1/3×5%）										
不動産取得税	公示価格×1.40%（公示価格×0.7×1/2×4%）										
	※住宅及び住宅用地 公示価格×1.05% （公示価格×0.7×1/2×3%）										
印紙税	1.5万（1,000万円超の場合） ～54万円（50億円超の場合）										

登録免許税の実効税率・土地取引件数の推移(指数[昭和60年=100])

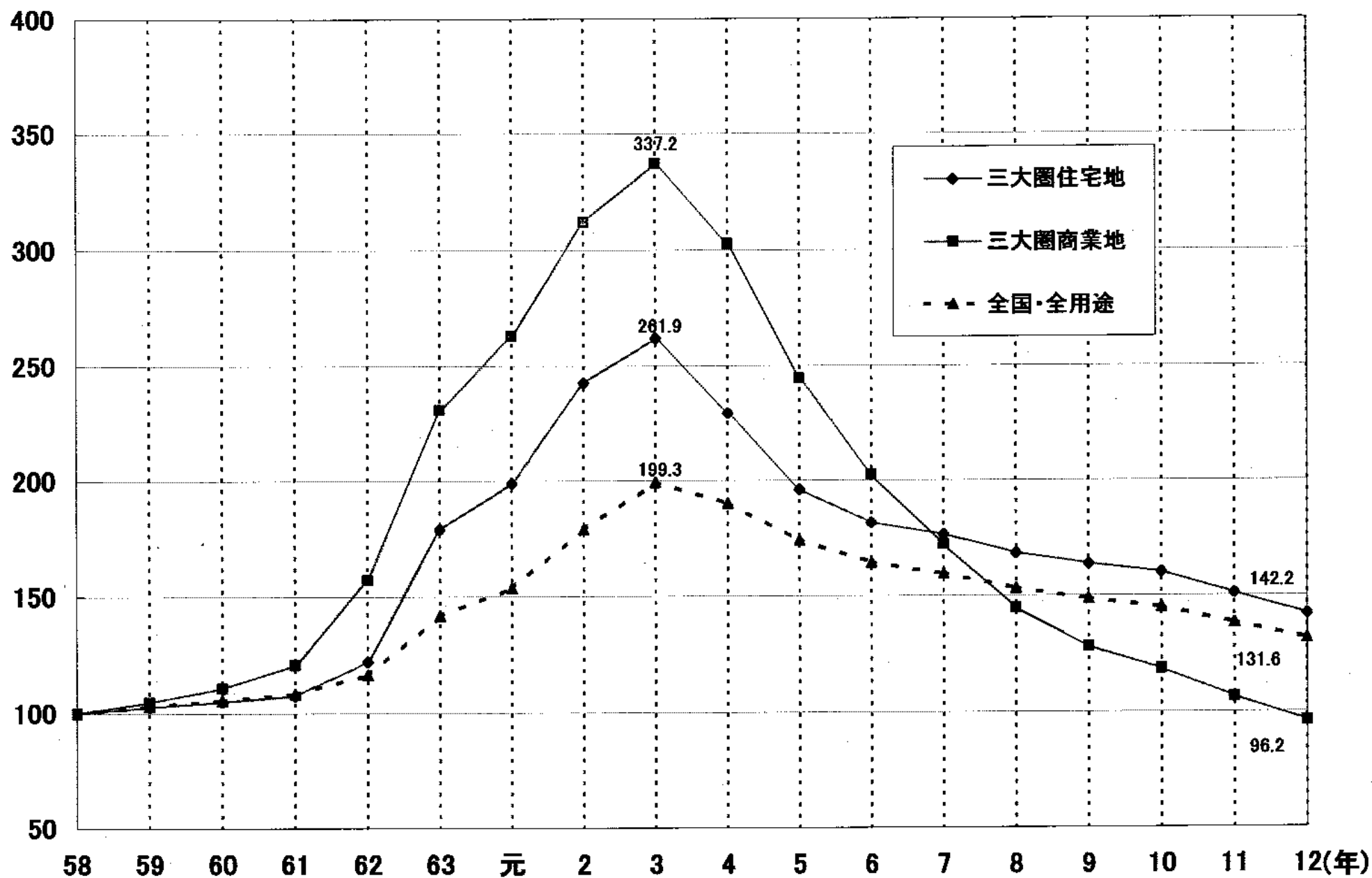


(注) 1. 実効税率 = 評価割合(固定資産税決定価格(宅地) / 民有地(宅地)資産額(SNA)) × 負担調整割合(6~10年度 40%, 11年度 1/3) × 税率(5%)
 = 固定資産税決定価格(宅地) × 負担調整割合 × 税率 / 民有地(宅地)資産額(SNA)

2. * は固定資産税評価換え年を示す。** は評価割合引上げ年を示す。

(指数)

地価公示価格指数(58年=100)



所得水準等の推移

項 目		昭 和 51 年 度 ／ 昭 和 41 年 度	平 成 10 年 度 ／ 昭 和 51 年 度
国 民 所 得	国 民 所 得	4 . 7	2 . 7
	一 人 当 た り 国 民 所 得	4 . 2	2 . 4
	可 処 分 所 得	5 . 0	2 . 8
物 価 水 準	卸 売 物 価	1 . 8	1 . 0
	消 費 者 物 価	2 . 4	1 . 7

過去の中期答申等における登録免許税に関する記述（抄）

<昭和 43 年 長期税制のあり方についての答申／審議内容・経過説明>

- 「登録（免許）税は、財産、身分等に関して法令の規定により官簿又は公簿に登録又は登録をすることによって生ずる利益に着目するとともに、これらの行為の背後にあると予想される取引や権利等を種々の形で評価し、その担税力に応じた課税を行おうとするもの…」
- 「（登録免許税は）登記又は登録による…第三者への対抗要件の充足、あるいは官公簿に記載されることに基づく排他的ないしは独占的な名称や資格の付与というような利益（たとえば特定の事業を営むことができる権利）の享受に着目して、…」
- 「登録（免許）税の定額税率の適用を受けている課税対象は、抹消した登記の回復の登記、仮登記、付記登記、登記事項の更正若しくは変更の登記又は登記の抹消であるが、仮登記を除いて、これらはいずれも手数料的な性格が強いと考えられ、その担税力をその対象となった不動産の価額に求めることは適当でない…。手数料的な性格に着目すれば、租税として課税するよりもむしろこの際手数料とすべきではないかという考え方もあり得るが、登記又は登録をする窓口で…区分の異なる毎に登録税と手数料が併存することは、かえって煩雑…。」

<昭和 46 年 長期税制のあり方についての答申／審議内容・経過説明>

- 「流通税の負担水準は、取引の大きさを反映したものが妥当であるとの考え方からすれば、定額税方式はとかく所得や物価の水準の上昇に比してその負担が相対的に常に低下しがちであるという問題を内蔵している。」「ただ、定額税率は、その性質上小刻みな改正は適当ではないので、…ある程度まとまった引上げを行うべき…」

<昭和 52 年 今後の税制のあり方についての答申>

- 「登録免許税については、その負担が取引等の実情に見合ったものとなるよう適宜その見直しを行うことが必要であり、特に定額税率の部分については、所得水準等の上昇に応じ随時負担水準の見直しを行うべき」

＜昭和 61 年税制の抜本的見直しについての答申＞

- 「…、登録免許税、…等の流通税については、財貨の移転等の背後にある担税力に着目して課税してきており、基本的には財貨又はサービスの消費を課税対象とする税とは異なるものであるところから、新しいタイプの間接税を採用する場合にも、別途、存続すべきもの」

＜平成 10 年 平成 11 年度の税制改正に関する答申＞

- 「不動産流動化の観点から、不動産関連の流通税の負担を軽減してはどうかとの指摘…。一方で、流通税は、簡素で所得課税等を補完する税として一定の評価をすべきであり、幅広く軽度の負担を求めるものであることを考えると、不動産取引についてのみ軽々に負担軽減を行うことは適当ではないとの意見」

印 紙 税 の 概 要

項 目	概 要
課 税 対 象	印紙税法別表第1に掲げる文書 具体的には、不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、株券、受取書、預貯金 通帳等を課税文書として掲名
納税義務者	課税文書の作成者
税 率	課税文書ごとに法定（階級定額税率と定額税率のものがある。）
納 付 方 法	原則として、課税文書の作成の時までに、課税文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印する方法で納付する。
税 収	6,470億円（平成12年度予算額）

印紙税の課税文書及び税率等の概要

号別	課 税 文 書	記載金額等	税 率	負担割合 (%)	主な非課税文書
1	(1) 不動産等の譲渡に関する契約書 (2) 土地の賃借権等の設定・譲渡に関する契約書 (3) 消費貸借に関する契約書 (4) 運送に関する契約書	1万円以上 50億円以下 50億円超	200円 40万円 60万円	2 0.008 0.012~	記載金額が1万円未満のもの
2	請負に関する契約書				
特 例	・1のうち、不動産の譲渡に関する契約書 ・2のうち、建設工事の請負に関する契約書 (平成13年3月31日までに作成されるもの)	1千万円超 50億円以下 50億円超	1万5千円 36万円 54万円	0.15 0.0072 0.0108~	
3	(1) 約束手形、為替手形	10万円以上 10億円以下 10億円超	200円 15万円 20万円	0.2 0.015 0.02 ~	記載金額が10万円未満のもの
	(2)①一覧払手形、②金融機関相互間の手形 ③外国通貨表示の手形、④円建BA手形等	10万円以上	200円		
特 例	約束手形のうち、コマーシャルペーパー (平成14年3月31日までに作成されるもの)	1億円以上	5千円	0.005 ~	
4	株券、出資証券、社債券等	500万円以下 500万円超 1億円以下 1億円超	200円 千円 1万円 2万円	~0.004 0.02 0.01 0.02 ~	・信用金庫等が作成する 出資証券 ・株式分割等に係る株券 (平成13年3月31日ま でに作成されるもの)

号別	課 税 文 書	記載金額等	税 率	負担割合 (%)	主な非課税文書
5 6	合併契約書 定 款		4 万円		
7	継続的取引の基本となる契約書		4 千円		
8	預貯金証書		200円		信用金庫等が作成する記載金額が1万円未満のもの
9 10 11 12 13 14	貨物引換証、倉庫証券等 保険証券 信用状 信託行為に関する契約書 債務の保証に関する契約書 金銭等の寄託に関する契約書		200円		
15	債権譲渡・債務引受けに関する契約書		200円		記載金額が1万円未満のもの
16	配当金領収書、配当金振込通知書		200円		記載金額が3千円未満のもの
17	(1) 売上代金に係る金銭等の受取書	3万円以上 10億円以下 10億円超	200円 15万円 20万円	0.667 0.015 0.02 ~	・記載金額が3万円未満のもの ・営業に関しないもの
	(2) その他の金銭等の受取書	3万円以上	200円		
18	預貯金通帳、保険料通帳等	1年ごとに	200円		信用金庫等が作成するもの
19	その他の通帳	1年ごとに	400円		
20	判 取 帳	1年ごとに	4 千円		

国税収入に占める印紙税収入の割合の推移

区 分 年 度	国 税 収 入 (A)	印 紙 税 収 入 (B)	B/A	備 考
昭和 4 2	4 3, 9 4 7 ^{億円}	4 1 0 ^{億円}	0. 9 [%]	全部改正、定額税率の引上げ（10円→20円） 株券等を階級定額税率に移行
4 9	1 5 7, 5 4 4	1, 7 6 5	1. 1	定額税率の引上げ（20円→50円） 売上代金に係る受取書を階級定額税率に移行
5 2	1 8 4, 3 4 1	2, 9 4 5	1. 6	定額税率の引上げ（50円→100円）
5 6	3 0 4, 5 5 1	6, 7 9 0	2. 2	定額税率及び階級定額税率の引上げ （100円→200円）
平成 元	5 7 1, 3 6 1	8, 0 9 9	1. 4	物品切手等 5 文書の課税廃止
2	6 2 7, 7 9 8	8, 3 7 0	1. 3	C Pに係る税率の軽減（租特法）
3	6 3 2, 1 1 0	8, 1 7 4	1. 3	
4	5 7 3, 9 6 4	7, 8 9 4	1. 4	
5	5 7 1, 1 4 2	7, 7 5 4	1. 4	株式分割等に係る株券の非課税（租特法）
6	5 4 0, 0 0 7	7, 4 9 1	1. 4	
7	5 4 9, 6 3 0	7, 8 2 5	1. 4	
8	5 5 2, 2 6 1	7, 5 7 7	1. 4	
9	5 5 6, 0 0 7	6, 9 3 2	1. 2	不動産譲渡契約書等に係る税率の軽減（租特法）
1 0	5 1 1, 9 7 7	6, 6 6 7	1. 3	
1 1	4 7 6, 6 0 5	6, 5 9 0	1. 4	
1 2	5 0 6, 6 2 0	6, 4 7 0	1. 3	

- （備考） 1. 平成10年度までは決算額、11年度は補正（第2号）後予算額、12年度は予算額である。
 2. 印紙税収入の額は、各種の資料により印紙収入から登録免許税、手数料及び罰金等を除外して推計したものである。

諸外国の印紙税の概要（主なもの）

（平成12年1月現在）

イギリス	フランス	イタリア
【 印 紙 税 】 (1) 不動産の譲渡契約書 購入価額が6万ポンド(1,080万円)を超えるものに対し1%～3.5%の税率で課税 (2) 不動産の賃貸契約書 権利金、賃貸料に応じ課税 ① 権利金 … (1)と同じ ② 賃貸料 … 年間賃貸料が500ポンド(9万円)を超えるものに対し1%～24%の税率で課税 (3) 株式の譲渡証書 購入価額の0.5%の税率で課税 (4) 持参人払式の証券 (3)の税率の3倍の税率で課税	【 印 紙 税 】 (1) 従面印紙税 公証人が作成する証書の用紙の大きさに応じ課税 407フラン(720円)～1607フラン(2,880円) (2) 領収書印紙税 公営競馬、国営くじ等の投票用紙等に課税 1.6%～4.7% (3) 特定文書交付印紙税 遊興施設入場券、パスポート等に課税 107フラン(180円)～1,200フラン(21,600円) (4) 小切手税 1枚につき10フラン(180円)	【 印 紙 税 】 (1) 為替手形、支払債務証書（私人振出しの約束手形を含む）、先付小切手等 1,000リラ(60円)当たり 9リラ(0.54円)又は12リラ(0.72円) (2) 金融機関を債務者とする約束手形 100万リラ(6万円)当たり100リラ(6円) (3) 小切手 ① 一定の様式のもの … 年額5万リラ(3,000円)又は10.8万リラ(6,480円) ② その他 … (1)と同一税率 (4) 法律関係の設定、変更等の目的を有する私文書等 20,000リラ(1,200円)

- （備考）1. イギリスでは、譲渡証書が作成されない株式等の譲渡に対して課税する「印紙補完税」がある。
2. 邦貨換算には、平成12年上半期の裁定外国為替相場（1ポンド＝180円、1フラン＝18円、1リラ＝0.06円）を用いた。

過去の中期答申等における印紙税に関する記述（抄）

<昭和43年 長期税制のあり方についての答申／審議内容・経過説明>

- 印紙税の課税目的は、一般に文書の背後に推定される担税力ないし経済的利益に着目し、それに照応する税負担を課すことにあるとするならば、極めて少数の文書だけ（たとえば受取書と手形だけ）を課税対象とすることは税負担の均衡を図るという見地から適当でないと考えられる。

<昭和58年 今後の税制のあり方についての答申>

- 印紙税は、広く経済取引に関する文書に課される流通税であって自主納付制度をとっていることから、今後とも簡明な制度を維持するよう留意する必要がある。

<昭和61年 税制の抜本的見直しについての答申>

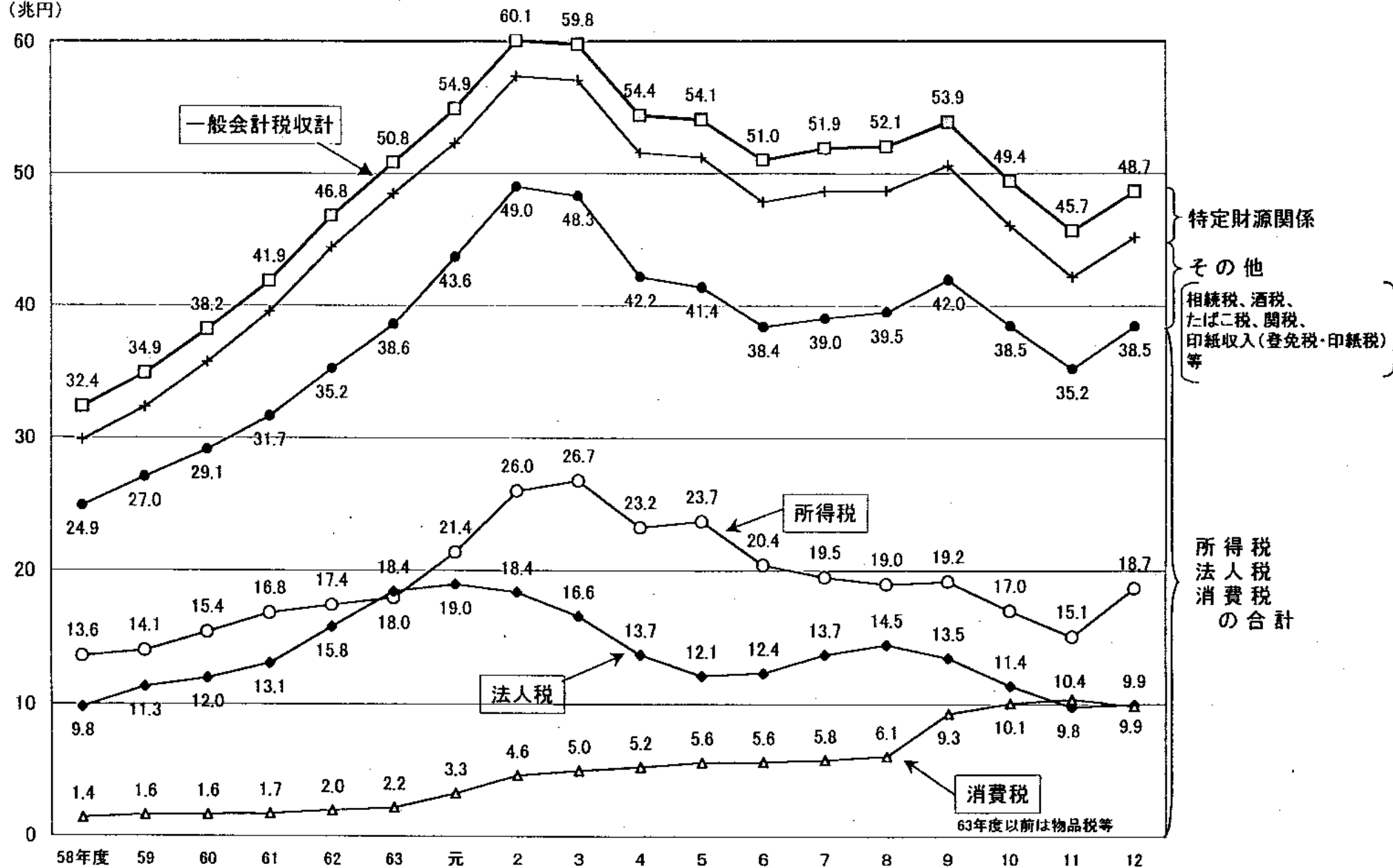
- 印紙税・・・等の流通税については、財貨の移転等の背後にある担税力に着目して課税しており、基本的には財貨又はサービスの消費を課税対象とする税とは異なるものであるところから、新しいタイプの間接税を採用する場合にも、別途、存続すべきものと考えられる。
- 印紙税については、経済取引に伴い作成される文書の背後にある担税力に着目して課税する流通税として広範にわたる文書を対象としているところであるが、いわゆる節税策の問題のみならず、最近における経済取引の進展等に伴い負担の均衡が損なわれている面があるので、これらの問題に適切に対応しうよう、その課税範囲や適用税率のあり方等について、引き続き検討を行う必要がある。なお、検討に際しては、文書課税としての印紙税の性格及び国際的な取引の円滑化等の観点にも留意する必要がある。

<平成5年 今後の税制のあり方について答申>

- 印紙税については、経済取引に伴い作成される文書の背後にある担税力に着目して広範にわたる文書を課税対象としているところであり、基本的には財貨又はサービスの消費を課税対象とする税とは異なるものである。先般の抜本改革において物品切手等5文書の課税を廃止したところであるが、経済取引の進展等に応じて、今後とも課税の適正・公平化等を図る観点から検討を行う必要がある。

国税収入の推移

(兆円)



(注)10年度以前は決算額、11年度は補正後予算額、12年度は予算額による。